

妙高市監査委員告示第3号

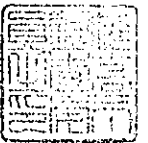
妙高市監査委員に関する条例（昭和41年条例第36号）第10条の規定に基づき、監査の結果を次のように公表する。

平成30年10月31日

妙高市監査委員 水野隆治



妙高市監査委員 関根正明



- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)
- 2 監査の対象 株式会社 アルゴス、農林課  
指定管理：四季彩館 ひだなん
- 3 監査の範囲 平成28年度、平成29年度  
公の施設の指定管理に関する事務
- 4 監査の実施期間 平成30年7月2日 ～ 平成30年10月30日
- 5 監査の着眼点 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 6 監査の方法 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 7 監査の日程
  - (1) 書類審査 平成30年7月25日～平成30年8月30日
  - (2) 事情聴取 平成30年9月27日

## 8 監査の結果

公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の注意・検討を要する事項については、所管課に対して検討、改善を要望した。

指定管理の概要は次のとおりである。

### 【四季彩館 ひだなん】

- ① 指定管理者として指定する期間は平成25年4月1日から平成29年3月31日まで、及び平成29年4月1日から平成31年3月31日までである。
- ② 指定管理に関する主な業務は次のとおりである。
  - ・ひだなんの使用及びその制限等に関する業務
  - ・ひだなんの管理運営に関する業務
  - ・ひだなん及び附属設備の維持管理に関する業務
  - ・その他市長が必要と認める業務
- ③ 施設の概要は次のとおりである。

|       |   |
|-------|---|
| 名 称   | 四季彩館 ひだなん   |
| 所 在 地 | 妙高市大字猪野山58番地1   |
| 建物概要  | ・敷地面積：351.91㎡（雁木部分54.65㎡を含む）<br>・四季彩館ひだなん：木造平屋建て1棟（建築面積：231㎡）<br>・農産物直売所：木造平屋建て1棟（建築面積：66㎡） |
| 施設概要  | 直売室（2室）、食堂、厨房、事務室、食品庫   |